

第 6 1 号議案

東京二十三区清掃協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、東京二十三区清掃協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

（提案理由）

この案は、地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定に基づき提出します。



## 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約

東京二十三区清掃協議会規約（平成十二年四月一日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

第三条第一項を次のように改める。

協議会は、関係団体の事務のうち、次に掲げる事務を管理し及び執行する。

- 一 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなつた事務を除く。

- 二 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務

### 附 則

この規約は、平成二十五年四月一日から施行する。